

議案第3号

平成26年6月北九州市議会定例会への提出議案等について

平成26年6月北九州市議会定例会への提出議案等は次のとおりである。

平成26年5月23日提出

北九州市教育委員会

教育長 垣迫 裕俊

提案理由 次の各項目について、北九州市議会定例会に付議又は報告する必要がある
ので、この議案を提出する。

- ①「北九州市いじめ問題専門委員会条例」の制定について
- ②「附属機関の設置に関する条例」の一部改正について
- ③専決処分の報告について

「北九州市いじめ問題専門委員会条例」の制定について

1 制定理由

平成25年6月28日に公布された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」第14条第3項において、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとされた。

そのため、附属機関として、「北九州市いじめ問題専門委員会（以下、「委員会」という。）」を設置することとし、その設置及び運営に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2 主な制定内容

(1) 趣旨【第1条】

(2) 所掌事務【第2条】

- ・いじめの防止等のための対策に関する調査研究
- ・法の規定に基づく調査 など

(3) 組織【第3条】

- ・委員会は、委員6人以内で組織。
- ・委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命。

(4) 任期【第4条】

- ・委員の任期は、2年とする。

(5) 関係者の出席等【第7条】

- ・委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(6) 委任【第8条】

- ・この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

3 施行期日 公布の日

北九州市いじめ問題専門委員会条例をここに公布する。

平成26年 月 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 号

北九州市いじめ問題専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、北九州市いじめ問題専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第23条第2項の規定による報告に係る事案に関すること。
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮

って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

「付属機関の設置に関する条例」の一部改正について

1 改正理由

障害のある児童生徒の就学先決定の在り方については、中央教育審議会分科会の報告（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」平成24年7月）において、「市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされるとともに、文部科学省の通知（「学校教育法施行令の一部改正について」平成25年9月）においても、この点について改めて留意する必要があることが示されたところである。

については、これらの報告及び文部科学省通知等の趣旨を踏まえ、本市の付属機関の設置に関する条例の関係規定について改正を行うもの。

2 改正内容

別表（第2条関係）

	新	旧
付属機関 名称	<u>北九州市教育支援委員会</u>	<u>北九州市心身障害児就学指導委員会</u>
担任する 事項	教育委員会の諮問に応じ、 <u>障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定、就学先の決定並びに就学先決定後の一貫した支援</u> に関する事項について調査審議すること。	教育委員会の諮問に応じ、 <u>心身障害児の障害の種類及び程度の判定並びに就学指導</u> に関する事項について調査審議すること。

3 施行期日 公布の日

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 月 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の項中

「

北九州市心身障害児就学指導委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身障害児の障害の種類及び程度の判定並びに就学指導に関する事項について調査審議すること。
------------------	--

を

「

北九州市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定、就学先の決定並びに就学先決定後の一貫した支援に関する事項について調査審議すること。
-------------	---

に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
略	略		略	略	
教育委員会	略		教育委員会	略	
	北九州市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児児童生徒の障害の種類及び程度の判定、就学先の決定並びに就学先決定後の一貫した支援に関する事項について調査審議すること。		北九州市心身障害児就学指導委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身障害児の障害の種類及び程度の判定並びに就学指導に関する事項について調査審議すること。
	略			略	
略			略		

専決処分の報告について

大積小学校における不適切な会計処理に係る損害賠償（遅延利息）

1 事案概要

平成24年度の物品購入代金1社11,775円分の支払処理を失念し、予算をすべて使い切っていたため、担当職員は正規の手続きを踏まず、自費での支払を行った。

2 自費払いを行った対象

新聞代（平成25年1月～3月分）

3 対応状況

- (1) 担当職員が自費負担した経費については、正式な手続きを経て、相手方に公費での支払を行った。
- (2) 公費での支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定する支払期限を経過しているため、相手方に同法に基づく損害賠償（遅延利息）金の支払いを行った。
- (3) 公費によって負担した損害賠償（遅延利息）金相当分を当該職員に求償し、納付済みである。

4 損害賠償（遅延利息）の額

300円

5 相手方

北九州市門司区東門司二丁目11番4号
西日本新聞エリアセンター門司

専決処分の報告について

大蔵中学校における不適切な会計処理に係る損害賠償（遅延利息）

1 事案概要

平成24年度の物品購入代金1社25,200円分の支払処理を失念し、支払期限を過ぎた後、支払督促を受け、担当職員は正規の手続きを踏まず、自費での支払を行った。

2 自費払いを行った対象

刊行物（平成24年7月～9月分及び平成24年10月～12月分）

3 対応状況

- (1) 担当職員が自費負担した経費については、正式な手続を経て、相手方に公費での支払を行った。
- (2) 公費での支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定する支払期限を経過しているため、相手方に同法に基づく損害賠償（遅延利息）金の支払いを行った。
- (3) 公費によって負担した損害賠償（遅延利息）金相当分を当該職員に求償し、納付済みである。

4 損害賠償（遅延利息）の額

900円

5 相手方

東京都中央区銀座五丁目15番8号
株式会社 時事通信社

専決処分の報告について

大蔵中学校における不適切な会計処理に係る損害賠償（遅延利息）

1 事案概要

平成24年度の物品購入代金1社17,100円分の支払処理を失念し、支払期限を過ぎた後、支払督促を受け、担当職員は正規の手続きを踏まず、自費での支払を行った。

2 自費払いを行った対象

刊行物（平成24年4月～9月分及び平成24年10月～平成25年3月分）

3 対応状況

- (1) 担当職員が自費負担した経費については、正式な手続を経て、相手方に公費での支払を行った。
- (2) 公費での支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定する支払期限を経過しているため、相手方に同法に基づく損害賠償（遅延利息）金の支払いを行った。
- (3) 公費によって負担した損害賠償（遅延利息）金相当分を当該職員に求償し、納付済みである。

4 損害賠償（遅延利息）の額

500円

5 相手方

三重県津市桜橋二丁目143番地
株式会社 世界通信社

専決処分の報告について

高等理容美容学校における漏水損害事故に係る損害賠償

1 事故の概要

- (1) 事故発生日 平成25年7月17日(水)
- (2) 事故発生場所 北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号
さわらびガーデンモール八幡3番街102C
デイサービス・アップルハート八幡東
- (3) 事故の概要 北九州市立高等理容美容学校(2階)より漏水が生じ、1階のデイサービス・アップルハート八幡東(麻生介護サービス株式会社)天井に損害を与えた。
- (4) 相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番2号八百治ビル3階
麻生介護サービス株式会社

2 示談等

天井補修に要する費用等について、以下のとおり市が負担することで示談。

- (1) 賠償金額 361,200円
- (2) 示談期日 平成25年11月15日(金)